

人権侵害問題処理規程

教授会

平成21年4月8日制定

(目的)

第1条 本規程は、愛知東邦大学（以下、本学という）におけるすべての学生・教職員が、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよび、その他ありとあらゆる人権侵害に対して適切な処理をおこなうことを目的とする。

(調査委員会の設置)

第2条 本学は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミックハラスメントおよび、その他ありとあらゆる人権侵害の申し立てに適切に対応するために人権問題委員会規程第3条に定める措置の一環として必要と認めるときに、学長の指示によって人権侵害調査委員会（以下、委員会という）を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、ハラスメントからの救済を申し出た相談者および申立人、および被申立人等の関係者からのヒアリングを含む人権侵害に関する事実の調査を遂行し、学長にその結果を報告することをその任務とする。

(組織)

第4条 委員会は、学長の指名する委員若干名で構成する。その際、本学園と利害関係を有さない第三者を委員に含むことを原則とする。

2 委員会の委員は、同時に人権問題委員会委員を兼ねることはできない。

3 委員会には学長により指名された委員長を置く。

(委員等の義務)

第5条 委員会による調査は、関係者のプライバシーに十分配慮したうえで遂行されなければならない。

2 相談員、委員会委員、学長は、その任期中および退任後、本規程第2条の任務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

3 委員会委員の所属長が自己の業務を遂行するに当たって必要と判断した情報を得るために委員会での審議につき照会する場合には、学長に対してのみ書面をもってその理由を示した上で申し出をしなければならず、個々の委員は一切回答してはならない。

- 4 前項の場合において、学長が回答する場合には、同項本文の趣旨を遵守するものとし、回答は必要最小限の範囲でなければならない。

(運営等)

第6条 委員会による調査は、本規程第4条第1項の趣旨を没却することのないように実施されなければならない。

- 2 関係者からのヒアリングは、相談者等の同意を得て開始され、かつ必ず2名以上の委員によって実施されなければならない。
- 3 委員会はその調査に当たっては、申立人、被申立人に十分に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員会による調査の際には、当事者は、付添い人をつけることができる。
- 5 申立人、被申立人、証人等は、ハラスメント等に関し、虚偽の申出、申立ておよび証言をしてはならない。
- 6 委員会委員が以下の各号に該当すると当事者が考える場合には、当事者は委員会に対してその者以外の者を委員とする旨を請求でき、委員会は当事者に対して理由を付した上で適切な措置を講じなければならない。
 - (1) 当該委員の守秘義務の遵守についての懸念がある場合
 - (2) 当該委員と当事者とのこれまでの関係等から著しく一方当事者に有利もしくは不利な措置をとることが懸念される場合
 - (3) 当該委員が委員会設置後に調査委員会による調査以外の機会に当事者と接触せざるを得ず、それが必要最小限の限度を超える場合、もしくは必要とされるものであっても業務上少数回にとどまるとはいえない場合
 - (4) 1号ないし3号以外で本規程の定め反する形で手続きが進められている場合
 - (5) その他、当該委員によって委員会の公正性に懸念が生ずる危険が懸念される場合
- 7 当事者の請求を待たず、前項各号に該当することが認められた場合には、学長もしくは委員会は必要な措置を講じなければならない。
- 8 委員会は、3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 9 委員会は議事を決するに当たっては客観的な判断をしなければならない。
- 10 委員会の開催にあたっては必ず議事録を作成するものとする。
- 11 議事録は委員会委員によって作成されなくてはならず、内容を確認した上で委員全員が署名しなければならない。なお、議事録は委員全員の署名を含めて、当事者に審議の内容を通知する前までには作成されていないなければならない。
- 12 議事録の作成に際しては、各発言内容を含む委員会の詳細が明確となるようにしなければならない。委員会の結論に至る議論の過程や結論を導くのに採用した証拠との関連が記載されなければならない。
- 13 議事録は相当の期間保管されねばならず、本規程第4条の趣旨が全うされるように管理・

保管されなければならない。

(委員会による対応)

第7条 委員会は、調査結果について、委員会設置の日から2か月以内に、文書で学長に報告をしなければならない。

- 2 委員会は、ハラスメント等の事実関係の調査内容を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、人権問題委員会の答申に基づき当事者に対して、文書によって処分の内容を通知しなければならない。

(異議申し立て手続き)

第8条 当事者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、異議申立てをすることができる。

- 2 異議申立ては、前条による通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に人権問題委員会を通じて学長に対してこれをなさねばならない。
- 3 前項の申し立てがあった場合には人権問題委員会はこれを受理し、遅滞なく学長に報告しなければならない。
- 4 異議申し立てがなされた場合には、学長は直ちに異議申立判定委員会(以下、判定委員会)を設置しなければならない。なお、その構成については委員会の設置に関する諸規定を準用する。
- 5 判定委員会は、人権問題委員会および人権侵害調査委員会の委員として当該手続きに参加していない者で構成されなければならない。
- 6 判定委員会は、異議申立てが前項に定める期間を経過してなされた場合には、当該異議申立てを却下する決定をしなければならない。但し、14日を過ぎてなされた異議申し立てであっても、申し立て期間を経過してなされたことにつき正当な理由があるときは、その限りでない。
- 7 判定委員会は、異議申立ての理由として正当なものがないことが明白であると思料する場合には、当該異議申立てを棄却する決定をしなければならない。
- 8 判定委員会は、委員会の構成や運営、および委員会委員の行動が本規程に違背するものであったことを認めた場合には、当該決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更する決定をしなければならない。
- 9 判定委員会は、異議申し立てに理由がある場合で再度の調査が必要であるとの判断に至った場合には、1箇月以内の期間を定めて再度の調査を実施することを学長に求めることができる。
- 10 学長は前項の場合にあつては、人権侵害再調査委員会(以下、再調査委員会という)を設置しなければならない。

(再調査委員会)

第9条 再調査委員会は委員会委員および判定委員会委員以外の者で構成されなければならない。

2 再調査委員会は、前項に関するもの以外は、委員会に関する諸規定を準用する。

(議事録の開示請求)

第10条 当事者はその必要な権利を行使するに当たって議事録を参照する必要がある場合には、委員会、判定委員会、再調査委員会（以下、委員会等という）に対してその開示を求めることができる。

2 委員会等は前項の請求がある場合において、開示をすることによって著しく当事者にとって重大な不利益が発生することを委員会が相当程度具体的に立証した場合には、拒絶することができる。

(不利益な手続きに対する対応)

第11条 当事者は当該手続きに関係して、委員会等およびその委員が本規程に違背したこと、もしくは関係者による本規程第5条5項違反の行為や風説の流布等によって不利益を被った場合もしくは不利益を被る可能性が認められる場合には、委員会等に対して適切な措置を講ずることを求めることができる。

2 委員会等は前項の請求があった場合には適切に対応し、その内容を請求者に対して文書により回答しなければならない。

附則

1 この規程は、平成21年4月8日より施行する。

2 この規程の施行により、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害調査委員会規則を廃止する。